

樞密院會議筆記

一 復員廳官制

一 第一復員省官制の廢止等に關する勅令
一 貴族院令第一條第三號第五號及び第六號の議員の

任期延長に關する勅令
一 貴族院令第一條第三號第五號及び第六號の議員の
任期延長に關する勅令
一 貴族院令第一條第三號第五號及び第六號の議員の
任期延長に關する勅令

昭和三十二年法律第三十四號
一 昭和三十二年法律第三十四號
昭和三十二年法律第三十四號

部を改正する法律中まだ施行してゐない部分の廢
止に關する法律
一 貴族院令の一部を改正する勅令
一 貴族院令の一部を改正する勅令

一 貴族院令の一部を改正する勅令
一 貴族院令の一部を改正する勅令
一 貴族院令の一部を改正する勅令

分
開
議

聖上臨御

出席員

鈴木議長

清水副議長

親王

宣仁親王

二番

大臣

吉田内閣總理大臣
兼外務大臣
兼文部大臣
兼農商務大臣
兼海軍大臣
兼陸軍大臣四番

木村司法大臣五番

大村内務大臣六番

星島商工大臣九番

平塚運輸大臣十一番

顧問官

潮顧問官十六番

林頼顧問官十七番

小幡顧問官十九番

竹越顧問官二十番

伊澤顧問官廿一番

野村顧問官廿二番

河原顧問官廿四番

美濃部顧問官廿五番

遠藤顧問官廿六番

關屋顧問官廿七番

幣原顧問官廿八番

大平顧問官廿九番

松平顧問官三十番

河本顧問官卅一番

西野顧問官 卅二番

林毅顧問官 卅三番

樺山顧問官 卅四番

闕席員

親王

雍仁親王 一番

崇仁親王 三番

大臣

田中文部大臣 七番

和田農林大臣 八番

顧問官

河合厚生大臣 十番

石橋大藏大臣 十二番

窪田顧問官 十四番

菅原顧問官 十五番

眞野顧問官 十八番

井坂顧問官 廿三番

委員

入江法制局長官

臼井法制局事務官

以上 各件 に付

飯沼内務次官

昭和二十年法律第三十四號衆議院議員選舉法の一部を改正する法律中まだ施行し

てゐない部分の廢止に關する法律系帝國議會へ提出の件外一併に付

上月第一復員次官

吉積第一復員省總務局長

三戸第二復員次官

山本第二復員省總務局長

以上復員廳官制外一件に付

報告員

諸橋書記官長

事務官

高辻事務官

鈴木事務官

[illegible]

これから會議を開く。

復員廳官制

第一復員省官制の廢止等に関する勅令

右の二件を一括して議題に供し、第一讀會を開き朗讀を省略して、直に審査の結果を報告せしむ。

謹んで、この二件を審査するに、陸

海軍の復員は、内地部隊關係においては、決算及び補償業務を主とする。残務整理を餘す外、概ねこれを完了し、在外部隊も亦漸次内地に

歸還しつゝあり、殊に最近輸送船の増加に依り一層の進捗を見るに至つたので、この際政府においてはその事務を管掌する第一復員省及び第二復員省並びにその關係機關の大部分を統合整理して、新たに内閣に復員廳を設置することとし、これを主眼として本案の二件を立案し、本院への御諮詢を奏請するに至つたもので、今その要旨を述べれば次の如くである。

第一 復員廳官制

(一)復員廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、陸海軍の復員及びこれに關聯する事務を掌るものとする。

(二)復員廳に總裁、官房長及び局長の外復員事務官及び復員技官を置き、その定員及び級別を定め、別に内閣總理大臣は、復員廳において運航する船舶で、復員又は掃海に使用するものの乗員に充てるため、豫算の範圍内において、復員事務官又は復員技官を置くことが出来るものとし、

總裁は國務大臣を以て、官房長及び局長は一級の復員事務官を以てそれぞれこれに充てゐることとし、各職員の仕事と定めらる。

(三) 復員廳に總裁官房並びに第一復員局及び第二復員局を置き、その事務分掌は、總裁がこれを定めることとする。

(四) 内閣總理大臣は、その定める所により、必要と認める地に、復員連絡局、留守業務局、復員通信部、船舶殘務整理部及び地方復

員局を置き、廳務を分掌せしめることとがでる。

(五) 職員の任用及び叙級に關し、所要の經過規定を設ける。

第二 第一復員省官制の廢止等に關する勅令

(一) 前述の復員廳官制の制定とともに第一復員省官制及び第二復員省官制を廢止し、これに伴ひ第一復員官及び第二復員官の任用等に關する件を廢止し、併せて

に伴ひ、第一及び第二の各復員省を廢止して復員廳を設置し、併せて陸海軍武官制の廢止等に因る關係規程の改廢を行はうとするものであつて、別に支障の廉がないから、孰れも此の儘これを可決されて差支ないものと思ふ。

右謹んで、審査の結果を報告する。

議長 (鈴本) 別に御發言もないから、第二議會以下を省略して、直に採決する。本案賛成の各位の起立を請ふ。

(全員起立)

議長 (鈴本) 全會一致で可決された。

○

議長 (鈴本) 次に

貴族院令第一條第三號、第五號及び第六號の議員の任期延長に關する勅令案、貴族院に提出の件

貴族院多額納稅者議員互選規則の臨時特例に關する件